

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
発行 宇治市  
政策経営部  
政策総務課  
電話 22-3141番  
印刷 宇治市横島町吹前123-4  
（南山城複写センター）

## 目次

### 規 則

- 規則第5号 宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則を廃止する規則……………（年金医療課）…2

### 告 示

- 告示第28号 収納の事務の委託……………（経営戦略課）…2  
○告示第29号 指定代理納付者の指定……………（経営戦略課）…2  
○告示第30号 令和3年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧……………（資産税課）…2

### 公 告

- 公告第9号 農用地利用集積計画……………（農林茶業課）…2

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第3号 選挙運動費用収支報告書要旨の公表……………2

### 公 営 企 業

- 告示第4号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……………3  
○公告第5号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………3

**規 則**

宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則を廃止する規則を、ここに公布する。

令和3年3月26日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市規則第5号**

宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則を廃止する規則

宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則（平成30年宇治市規則第39号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に補助金の交付の決定を受けた者に係る廃止前の宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則の規定は、なお従前の例による。

**告 示****宇治市告示第28号**

収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年3月26日

宇治市長 松村 淳子

1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町2番14号

N. E. S. ビルN棟2階

2 委託事務

インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納

3 委託期間

令和3年3月23日から同月31日まで

**宇治市告示第29号**

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

令和3年3月26日

宇治市長 松村 淳子

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町2番14号

N. E. S. ビルN棟2階

2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和3年3月23日から同月31日まで

**宇治市告示第30号**

令和3年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和3年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を、次のとおり行います。

令和3年3月26日

宇治市長 松村 淳子

縦覧場所 宇治市総務部資産税課

縦覧期間 令和3年4月1日から同月30日まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

縦覧時間 午前9時から午後4時30分まで

縦覧対象者 固定資産税の納税者及びその代理人

※ 納税者本人であることが確認できる書類が必要です（例：納税通知書、課税明細書、マイナンバーカード、運転免許証、旅券、健康保険証等）。  
※ 納税者の代理人が縦覧するときは、納税者本人が作成した委任状及び代理人本人であることが確認できる前述の書類が必要です（同居の親族又は納税管理人は、納税通知書又は課税明細書を提示することにより、委任状に代えることができます。）。

審査の申出 固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間に、宇治市固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

**公 告****宇治市公告第9号**

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和3年3月26日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和2年度第20-1号

令和2年度第20-2号

令和2年度第21-1号

令和2年度第21-2号

2 縦覧期間

令和3年3月26日以後常時

**選挙管理委員会****宇治市選挙管理委員会告示第3号**

選挙運動費用収支報告書要旨の公表について

令和2年12月6日執行の宇治市長選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法（昭和

25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり  
公表します。

令和3年3月10日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 長谷部 松子

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年12月6日執行 宇治市長選挙  
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 15,636,000円  
3 報告書の要旨(令和3年3月10日現在)

| (所属党派)         | 回  | 収入(円)     | 支出(円)   |         |        |        |         |         |        |     |        |           | 支出の内の<br>公費負担(円) |
|----------------|----|-----------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|-----|--------|-----------|------------------|
|                |    |           | 人件費     | 家屋費     | 通信費    | 交通費    | 印刷費     | 広告費     | 文具費    | 食糧費 | 雑費     | 合計        |                  |
| 長廻 千春<br>(無所属) | 1  | 1,739,683 | 105,000 | 166,560 | 22,940 | 0      | 789,576 | 653,711 | 35,551 | 0   | 90,774 | 1,864,112 | ビラ経費             |
|                |    |           |         |         |        |        |         |         |        |     |        |           | 120,160          |
|                | 合計 | 1,739,683 | 105,000 | 166,560 | 22,940 | 0      | 789,576 | 653,711 | 35,551 | 0   | 90,774 | 1,864,112 | ポスター経費           |
| 松村 淳子<br>(無所属) |    |           |         |         |        |        |         |         |        |     |        |           | 495,616          |
|                | 1  | 1,533,500 | 420,000 | 126,200 | 0      | 31,240 | 753,500 | 726,395 | 18,500 | 0   | 20,000 | 2,095,835 | ビラ経費             |
|                | 2  | 100,000   | 89,000  | 0       | 0      | 0      | 0       | 0       | 0      | 0   | 0      | 89,000    | 120,000          |
|                | 3  | 131,275   | 0       | 0       | 95,940 | 0      | 0       | 79,200  | 0      | 0   | 0      | 175,140   | ポスター経費           |
|                | 合計 | 1,764,775 | 509,000 | 126,200 | 95,940 | 31,240 | 753,500 | 805,595 | 18,500 | 0   | 20,000 | 2,359,975 | 475,200          |

(掲示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第4号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するの  
で、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次  
のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般  
の縦覧に供します。

令和3年3月26日

宇治市長 松村 淳子

| 供用及び<br>処理開始<br>年月日 | 供用及び下水の処理を開<br>始する区域並びに供用を<br>開始する排水施設の位置                           | 排水施設の<br>合流式又は<br>分流式の別 | 終末処理場<br>の位置及び<br>名称           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 令和3年<br>3月26<br>日   | 菟道田中の一部                                                             | 分流式                     | 宇治市木幡<br>北島地内<br>東宇治浄化<br>センター |
| 令和3年<br>3月26<br>日   | 宇治蛇塚の一部、琵琶台<br>一丁目の一部、神明宮北<br>の一部・石塚の一部、横<br>島町落合の一部、伊勢田<br>町ウトロの一部 | 分流式                     | 八幡市八幡<br>焼木一番地<br>洛南浄化セ<br>ンター |

宇治市上下水道事業公告第5号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管  
理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者  
を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公  
告します。

令和3年3月26日

宇治市長 松村 淳子

| 指定番号  | 指定工事業者名  |
|-------|----------|
| 第375号 | 松本工業株式会社 |

